

議案第 1 号

令和元年度船橋市一般会計補正予算

令和元年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

なお、平成 31 年度船橋市の一般会計予算を令和元年度船橋市の一般会計予算に読み替えている。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 208,087 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 212,368,087 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 5 月 30 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 2 号

令和元年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

なお、平成 31 年度船橋市の介護保険事業特別会計予算を令和元年度船橋市の介護保険事業特別会計予算に読み替えている。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 5 月 30 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 3 号

令和元年度船橋市一般会計補正予算

令和元年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 2, 4 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 2, 5 1 0, 5 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 5 月 3 0 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

(単位：千円)

[illegible]

(單)

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
外国人総合相談窓口業務委託料	令和元年度～令和2年度	20,000千円

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
交通安全施設整備事業	526,500	38,700	565,200

(単位:千円)

起 債 全 体 計	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	20,116,300	38,700	20,155,000

議案第4号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年5月30日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

理 由

国、県及び近隣市等との均衡を図るため、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年5月30日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市市税条例等の一部を改正する条例

(船橋市市税条例の一部改正)

第1条 船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項中「においては」を「には」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改める。

附則第9条の2中「においては」を「には」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)、第12条の3及び第13条(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条の2第3項の表第1項中表以外の部分の項中「本条」を「この条」に改める。

附則第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改め、同条第3項中「の各号」を削る。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 船橋市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2の2を附則第15条の2の3とし、附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の3に次の3項を加える。

- 2 千葉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 3 千葉県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の5の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する

規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	1, 000円
第2号ア(ウ) (i)	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
第2号ア(ウ) (ii)	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	２，０００円
第２号ア(ウ) (i)	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア(ウ) (ii)	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

- ４ 法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	３，０００円
第２号ア(ウ) (i)	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア(ウ) (ii)	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条の２を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第１６条の２ 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- ２ 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第８３条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における

当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 3 条 船橋市市税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

（船橋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年船橋市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち、船橋市市税条例附則第 15 条の 2 の次に 5 条を加える改正規定を次のように改める。

附則第 15 条の 2 の次に次の 6 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

第 15 条の 2 の 2 千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の4 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の5 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の6 市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

第1条の2のうち、船橋市市税条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第5条 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年船橋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、船橋市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第5

1 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 3 項前段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第 1 3 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 1 5 項の届出書の提出又は法人税法第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 1 3 項後段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 4 号中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に、「平成 3 2 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 3 2 年 1 0 月 1 日」を「令和 2 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 3 3 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 3 3 年 1 0 月 1 日」を「令和 3 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 3 4 年 1 0 月 1 日」を「令和 4 年 1 0 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 3 2 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同条第 3 項中「第 1 2 項」を「第 1 7 項」に改める。

附則第 7 条中「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」を「令和元年 9 月 3 0 日」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「平成 3 2 年 1 0 月 1 日」を「令和 2 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 2 年 1 1 月 2 日」を「令和 2 年 1 1 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「3 2 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 1 1 条第 1 項中「平成 3 3 年 1 0 月 1 日」を「令和 3 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 1 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 1 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「3 3 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中船橋市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中船橋市市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき船橋市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の非課税等について所要の定めをするとともに、個人の市民税の非課税の範囲等について所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 6 号

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 3 0 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例

船橋市都市計画税条例（昭和 3 1 年船橋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の前の見出し、同項から第 9 項まで、附則第 1 0 項（見出しを含む。）、第 1 2 項及び第 1 3 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 6 項中「第 4 8 項」の次に「から第 5 0 項まで」を加える。

附則第 1 7 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、課税標準の特例について、所要の改正等を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 7 号

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 3 0 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例

船橋市火災予防条例（昭和 4 8 年船橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 2 9 条の 5 第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 2 9 条の 3 第 1 項又は前条第 1 項に規定する住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置の免除について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年5月30日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市介護保険条例の一部を改正する条例

船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「25,440円」を「20,670円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,670円」とあるのは、「30,210円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,670円」とあるのは、「42,930円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額賦課について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 3 0 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年船橋市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 3 項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年5月30日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和元年5月30日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定に係る申請者の資格（第3条）

第3章 指定障害児通所支援事業者等の一般原則（第4条）

第4章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条—第55条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条—第59条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第60条—第66条）

第5章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）

第6章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条—第84条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第85条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第86条—第89条）

第7章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第90条）

第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）

第3節 設備に関する基準（第93条）

第4節 運営に関する基準（第94条—第97条）

第8章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条）

第9章 多機能型事業所に関する特例（第103条—第105条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）の例による。

第2章 指定に係る申請者の資格

（指定に係る申請者の資格）

第3条 指定通所支援事業者の指定に係る法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定については、この限りでない。

第3章 指定障害児通所支援事業者等の一般原則

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 児童発達支援

第1節 基本方針

（児童発達支援の基本方針）

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の数)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、次に定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

- (2) 看護職員 1 以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1 以上
- (4) 機能訓練担当職員 1 以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1 以上

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1 以上

ウ 保育士 1 以上

(3) 栄養士 1 以上

(4) 調理員 1 以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
 - (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- (1) 看護職員 1以上
 - (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とする。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他

の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護

者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法によ

り、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連

絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第32条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（健康管理）

第34条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行ってい

るときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用する障害児及びその家族等に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営

規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第36条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第45条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第56条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第64条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所の従業者の数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（第65条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び

運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）第９５条第２項第１号又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第２２条第２項第１号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第６５条第１号において同じ。）の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第５８条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第６６条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第６６条において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年船橋市条例第56号)第84条若しくは第193条又は船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年船橋市条例第57号)第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の数）

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、次に定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

（設備）

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用定員）

第62条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第63条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第64条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第65条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第63条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の数が、当該指定通所介護事業所等が提供する

指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第66条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第5章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

（医療型児童発達支援の基本方針）

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置

かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならぬ。

第2節 人員に関する基準

(従業者の数)

第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者
同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護職員 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(情報の提供等)

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第55条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

第6章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

(放課後等デイサービスの基本方針)

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の数)

第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、次に定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの

をいう。

- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第80条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第82条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第83条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の数)

第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、次に定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

- 第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

- 第88条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

- 第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第7章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

(居宅訪問型児童発達支援の基本方針)

第90条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の数)

第91条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第92条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第91条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得

なければならない。

(運営規程)

第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第8章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

(保育所等訪問支援の基本方針)

第98条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)

の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の数)

第99条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第100条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第99条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第101条 第93条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第

26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第68条、第79条第1項、第2項及び第4項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所

(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第5項及び第79条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備に関する特例）

- 第104条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

- 第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）

は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

- 5 離島その他の地域であって省令第82条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能

型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 2 船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第89条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」を「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年船橋市条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」に、「指定通所支援基準第5条第1項第2号」を「指定通所支援基準条例第6条第1項第2号」に改める。

理 由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 12 号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成 27 年船橋市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 に次のように加える。

原動機付自転車	1 回につき 1 台	200 円
原動機付自転車回数券	1 回日ぎめ利用券 11 枚	2,000 円

附 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

理 由

第二種自転車等駐車場における原動機付自転車の日ぎめ利用に係る整理料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 13 号

船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場増設工事（２期工事）請負契約の締結について

船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場増設工事（２期工事）について、次のとおり請負契約を締結する。

令和元年５月３０日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場増設工事（２期工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 255,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県船橋市西船4丁目14番12号
木村建設工業株式会社
代表取締役 木 村 本 治 |

理 由

船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場増設工事（２期工事）を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 14 号

船橋市立八栄小学校給食用厨房備品物品供給契約の締結について

船橋市立八栄小学校給食用厨房備品の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 船橋市立八栄小学校給食用厨房備品の購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 41,250,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県船橋市駿河台 1 丁目 33 番 8 号
コンフィデンス駿河台 2 F
株式会社マルゼン 船橋支社
支社長 小野塚 洋 介 |

理 由

船橋市立八栄小学校給食用厨房備品を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 15 号

(仮称) 藤原市民の森緑地用地の取得について

(仮称) 藤原市民の森緑地用地として、次のとおり土地を取得する。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | | |
|---|---------|-------|-----------------------------|
| 1 | 取得する土地 | 所在地 | 船橋市藤原 7 丁目 4 1 6 番 1 ほか 2 筆 |
| | | 面 積 | 22, 680. 05 平方メートル |
| 2 | 取 得 価 格 | | 675, 865, 490 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 船橋市在住 | A |

理 由

(仮称) 藤原市民の森緑地用地を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 16 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和元年 8 月 31 日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項及び第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事務の項中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改め、同表第 3 条第 1 項第 11 号に掲げる事務の項中「鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「鋸南町 国保国吉病院組合」に改める。

附 則

この規約は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 17 号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
03-177	西船二丁目 2243-46	西船二丁目 2243-14	6.00 6.00	90.07	
03-178	西船二丁目 2243-43	西船二丁目 2243-30	5.50 8.50	76.65	
03P003	西船二丁目 2243-29	西船二丁目 2243-28	3.00 3.00	21.45	
37-146	高根町 643-11	高根町 637-6	6.00 6.50	147.82	
41-024	中野木二丁目 281-72	中野木二丁目 280-31	6.00 6.00	167.26	
52-068	新高根一丁目 989-4	新高根一丁目 989-9	5.50 5.50	54.32	
58-192	習志野台七丁目 1578-28	習志野台七丁目 1578-22	6.00 6.00	116.87	
59-174	坪井町 807-31	坪井町 807-13	6.00 6.25	198.05	
62-101	大穴南四丁目 958-131	大穴南四丁目 958-113	6.00 6.00	144.90	
62-102	大穴南四丁目 958-127	大穴南四丁目 958-114	6.00 6.00	89.73	
64-140	三咲一丁目 356-1	三咲一丁目 356-30	6.00 6.00	262.34	

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
79-136	小室町 3470-16	小室町 3470-26	6.00 6.00	121.66	
合 計				1,491.12	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
14-017	本町一丁目 1191-7	本町一丁目 1188-5	3.33 3.47	87.80	変更前
14-017	本町一丁目 1193-1	本町一丁目 1195-1	3.18 3.46	29.93	変更後
				△57.87	
37-143	高根町 642-2	高根町 658-3	5.92 6.57	60.72	変更前
37-143	高根町 642-2	高根町 637-8	5.92 6.50	72.63	変更後
				11.91	
合 計				△45.96	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 30 日

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 30 日

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 20 号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員佐瀬 俊道は、令和元年6月30日をもって任期が満了するので、引き続いて同人を委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和元年5月30日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第21号

船橋市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年5月30日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市市税条例の一部を改正する条例

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条第1項中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の船橋市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の6並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の6第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は船橋市市税条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の船橋市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除等について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 22 号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 30 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和 36 年船橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項 2 の目中「1, 580, 000 円」を「1, 590, 000 円」に、
「1, 940, 000 円」を「1, 950, 000 円」に、「2, 260, 000 円」を「2,
270, 000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市手数料条例の規定は、令和元年 10 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。